

変更管理の案内対象期間表(出荷後5年後に案内中止)

出荷日：受注製品の出荷日

5年経過：出荷日を起算日とした経過期間

対象期間：年度末までを案内の対象とします（弊社5月末が年度末）

例1 製品A	出荷日 2025年1月	5年経過 2030年1月	対象期間 2030年5月	
リピート手配 製品A		リピート品出荷日 2030年3月	5年経過 2035年3月	対象期間 2035年5月
				量産終了案内 2035年6月
例2 製品B	出荷日 2025年1月	5年経過 2030年1月	対象期間 2030年5月	量産終了案内 2030年6月
製品B-2			出荷日 2031年4月	5年経過 2036年4月
				対象期間 2036年5月
				量産終了案内 2036年6月
<p>リピート手配（製品B）と同じ仕様の依頼があった場合は、新規設計品（製品B-2）として受注します。</p>				

①：変更管理案内対象期間/製品に使用する部品の変更があった場合には案内します。

②：変更管理案内対象外期間/部品の変更案内は終了させていただきます。